



# 産業雇用安定助成金 (スキルアップ支援コース)

労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、労働者の賃金を上昇させた出向元事業者に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます。

**受給できる事業主** ※下記以外にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件があります。

## 次のいずれにも該当する雇用保険の適用事業所の事業主

1. 出向させる労働者について、次のいずれかであること
  - (1) 期間の定めのない労働契約を締結する労働者
  - (2) 初回の出向を開始する日の前日まで、申請事業主に引き続き雇用保険被保険者として雇用された期間が6ヵ月以上である者
2. 次のいずれにも該当する出向であること
  - (1) 出向先事業所で従事する業務が、次の①から④のいずれにも該当しないこと
    - ①港湾運送業務
    - ②建設業務
    - ③警備業務
    - ④病院等における医療関係の業務
  - (2) 労働者のスキルアップを目的として行われる出向であり、かつ、労働者を交換しあうものではないこと
  - (3) 出向労働者の同意を得たものであり、かつ、労使間の協定によるものであること
  - (4) 出向期間が1ヵ月以上2年以内であって、出向元事業所に復帰するものであること
  - (5) 出向元事業主が、出向労働者の賃金の一部または全部を負担していること
  - (6) 出向労働者に、出向前に支払っていた額以上の賃金を支払うものであること
  - (7) その他、一定の条件を満たしていること
3. 上記2. の出向について「出向計画書」を策定し、管轄の労働局または公共職業安定所の認定を受けること
4. 出向から復帰後6ヵ月間の賃金を、出向開始前6ヵ月間の賃金より5%以上増額させていること
5. 職業能力開発推進者を選任していること

## 受給内容

以下のいずれか低い額×助成率（最長1年まで）

1. 出向労働者の出向中の賃金のうち、出向元事業主が負担する額
2. 出向労働者の出向前の賃金の  $1/2$  の額

助成率

$2/3$  ( $1/2$ )

※ ( ) 内は大企業に対する助成率

※対象労働者1人につき、1回まで。1年度1事業所あたり、**1,000万円**を上限とする。

※1人1日あたりの上限額は、雇用保険の基本手当日額の最高額と同額です。

毎年8月に金額が改正されますので、厚生労働省WEBサイト 同助成金のページから最新情報をご確認ください。

## 取り扱い機関

都道府県労働局・公共職業安定所